

## 個人情報の保護に関する基本方針

一般社団法人静岡県測量設計業協会

一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「静測協」という。）は、平成 15 年 5 月 30 日公布（平成 17 年 4 月 1 日全面施行）の「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び平成 16 年 12 月 2 日国土交通省告示第 1500 号「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、以下の方針に従って個人情報を適正かつ安全に取り扱います。

### 1. 個人情報の取り扱い

静測協は、個人情報の取り扱いに当たり、個人情報の保護に関する法令並びにその他の規範を遵守します。

### 2. 個人情報の利用

静測協は、個人情報を適法かつ公正な手段によって取得するとともに、個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲以内で利用します。また、法令に定めるところにより、個人情報の利用目的をご本人に通知し、または公表します。

### 3. 個人情報の管理

静測協は、個人情報の正確性を保ち、安全に管理するとともに、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止するため適切な安全対策を講じます。

### 4. 個人情報の第三者提供

静測協は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前にご本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

### 5. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

静測協は、個人情報について、ご本人から開示・訂正・利用停止・消去等を求められたときは、速やかに対応します。

### 6. 組織・体制の確立

静測協は、個人情報保護管理者を置き、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるとともに、当協会の従業者に対し個人情報の保護及び適正な管理方法についての教育等を行い、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。

## 7. 内部規定の整備

静測協は、この方針を実行するため個人情報保護に関する内部規定を整備し、これを当協会員に周知徹底させて実施し、必要に応じて見直し、改善します。

## 8. 問い合わせ

静測協の個人情報の取り扱いについて、ご意見またはご質問があるときは、静測協個人情報相談窓口（事務局長）までご連絡ください。

平成 19 年 6 月 26 日施行

平成 24 年 4 月 1 日施行

# 個人情報保護規程

一般社団法人静岡県測量設計業協会

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下、「静測協」という。）が取り扱う個人情報の適切な保護のためにその取り扱いを定める。

### （適用範囲）

第 2 条 この規程は、静測協内外を問わず、静測協職員が業務としてその全部又は一部が電子計算機等の自動的手段により処理されている個人情報及び手作業により処理されている個人情報であって、組織的に保有する情報又は一部をなすものを取り扱う場合に適用される。

### （用語の意味）

第 3 条 この規程で用いる用語は以下のとおりとする。

#### （1）個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

#### （2）個人情報データベース等

特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又は電子計算機を用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよ

- う、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いて  
るものをいう。
- (3) 個人データ  
個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
  - (4) 保有個人データ  
静測協が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への  
提供の停止の全てを行うことができる権限を有する個人データをいう。
  - (5) 本人  
個人情報によって識別される特定の個人をいう。
  - (6) 個人情報管理責任者  
静測協常勤役員で、個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報保  
護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。
  - (7) 個人情報管理者  
個人情報管理責任者によって選任され、個人情報保護計画等に基づく個人情報保  
護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。
  - (8) 個人情報取扱担当者  
個人情報の電子計算機への入力・出力、台帳・申し込み等の個人情報を記載した  
帳票・帳表を保管・管理等する者をいう。
  - (9) 委託  
静測協以外の者にデータ処理等のために静測協が保有する個人データを預ける  
ことをいう。
  - (10) 静測協職員  
静測協の役員及び静測協の指揮・監督のもとで就業する者で賃金、給料等が支払  
われる者並びに静測協の指揮・監督下にある派遣労働者をいう。
  - (11) 本人の同意  
本人が収集、利用又は提供に関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情  
報の収集、利用又は提供について承諾する意思表示をいう。
  - (12) 利用  
静測協が個人情報を処理することをいう。
  - (13) 提供  
静測協以外の者に自ら保有する個人情報を利用可能にすることをいう。

## 第2章 体制及び責任

(個人情報管理責任者)

第4条 個人情報管理責任者は個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報  
保護のための業務について統括的責任と権限を有する責任者で、次項に定める業務

を行わなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報管理者を選任し、自己の代わりに必要な個人情報保護についての業務を行わせ、これを管理・監督しなければならない。

(個人情報管理者)

第 5 条 個人情報管理者は、個人情報取扱担当者と個人情報処理担当者を選任し、必要な個人情報保護についての業務を行わせ、これを管理・監督しなければならない。

(文書管理)

第 6 条 個人情報管理責任者は、この規程に基づき作成される文書（電磁的記録を含む）を管理しなければならない。

(研修の実施)

第 7 条 個人情報管理責任者は、静測協職員に対して、定期的に次のような研修を行い、その効果を評価しなければならない。

- (1) 個人情報保護法の内容
- (2) 個人情報保護方針、本規程の内容
- (3) 個人情報保護計画の内容と役割分担
- (4) セキュリティ教育

### 第 3 章 実施及び運用

(取得の原則)

第 8 条 個人情報の取得は、利用目的を定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

- 2 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。
- 3 社会的差別を受けうる機微な個人情報を取得、利用及び提供してはならない。
- 4 個人情報の取得リスクに対して、合理的な安全対策を講じなければならない。

(取得する場合の措置)

第 9 条 個人情報を取得する際には、本人に対し以下の項目について事前に通知し、又は、公表しなければならない。

- ① 利用目的
  - ② 問い合わせ、開示、訂正、削除及び利用停止等の求めの申し出先
- 2 第 1 項を実施するために、個人情報管理者は個人情報管理責任者の承認を得なければならない。
  - 3 個人情報管理責任者は、静測協個人情報の保護に関する基本方針を静測協のホームページに提示しなければならない。

(目的外利用)

第 10 条 個人データを取得の際の利用目的以外に利用する場合は、事前に本人に新たな利用目的を通知して同意を得なければならない。

(保管及び利用)

第 11 条 個人データを保管及び利用する際には、関係者以外の者が容易にアクセスできない措置をとらなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人データが安全に保管及び利用できる安全管理措置を策定して実施、普及、評価、改善しなければならない。

3 個人情報管理者は、個人データの保管及び利用の手順を定めなければならない。

4 個人データは、当該期間経過後又は利用目的を達成した後は遅滞なく消去するものとする。

5 個人情報管理者は、適切に個人データの保護が実施されているかを定期的に確認しなければならない。

6 個人データの利用及び提供は、本人に通知、又は公表した利用目的の範囲内で行わなければならない。

7 個人データは、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

8 静測協職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も同様とする。

(委託)

第 12 条 個人データを委託する際には、委託先を厳密に選定し、以下の契約内容をもって保護水準を確保しなければならない。

① 個人データの安全管理に関する事項

② 個人データの取り扱いの再委託を行うに当たっての委託元への報告とその方法

③ 個人データの取り扱い状況に関する委託者への報告の内容及び頻度

④ 委託契約の内容、期間が遵守されていることの確認

⑤ 委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置

⑥ 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

⑦ 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託もとと委託先の責任の範囲

2 個人情報管理者は、委託内容毎に委託先を厳密に選定し、個人情報管理責任者の承認を得なければならない。又、委託先を管理しなければならない。

(第三者提供)

第 13 条 保有する個人データは、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ次の事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得るように公表している場合は第三者へ提供することができる。

① 第三者に提供することを利用目的としていること

② 第三者に提供される個人データの項目

③ 第三者への提供の手段又は方法

④ 本人の求めに応じ本人が識別される個人データの第三者への提供を停止できる旨

2 本人への通知内容は、個人情報管理責任者の承認を得なければならない。

(本人からの要求に対する措置)

第 14 条 本人から当該本人が識別される個人データについて、開示、訂正、削除、利用停止及び消去の要求（以下「本人からの要求」という。）がある場合には、適切かつ迅速な処理が行わなければならない。

2 本人からの要求に対し、あらかじめ本人確認方法、料金及び対応の期限を含んだ手順を定めなければならない。

3 本人からの要求に応じない場合には、個人情報管理責任者の承認を得て、本人に応じないその旨の通知と理由を説明しなければならない。

(削除及び消去)

第 15 条 保有個人データの削除及び消去にあたっては、目的外利用又は不測な第三者に利用されないよう措置をとらなければならない。

2 個人情報管理責任者は、安全に削除及び消去がおこなえる仕組みを確保しなければならない。

(個人情報の苦情・相談窓口の設置)

第 16 条 個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に適切かつ迅速な処理を行うために必要な体制の整備を行わなければならない。

2 個人情報の苦情・相談に対する受付窓口を常設し、取り扱いに関する連絡先を公表しなければならない。

(個人データの漏えい等が発生した場合)

第 17 条 個人データ漏えい等が発生した場合には、事実関係を本人に速やかに通知するものとする。

2 個人データの漏えい等が発生した場合は、事実関係を国土交通省に直ちに報告するものとする。

3 二次被害の防止、再発回避等観点から、可能な限り事実関係等を公表するものとする。

## 第 4 章 制裁

(制裁)

第 18 条 当規程に違反した場合には、就業規則第 19 条及び第 20 条の規定を準用する。ただし、制裁の適用は平成 19 年 6 月 26 日以降とする。

## 第 5 章 改廃

(改廃)

第 19 条 個人情報管理責任者は、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化及び経営環境等に照らして適切な個人情報の保護を維持するためには、少なくとも年 1 回本規程を見直し、改定については、理事会の承認を得なければならない。

2 本規程の廃止は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 26 日から施行する。

この規程は、一般社団法人の設立登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から適用する。